

令和7年10月15日

東葛中部地区総合開発事務組合議会  
令和7年第2回定例会会議録

東葛中部地区総合開発事務組合議会

東葛中部地区総合開発事務組合議会

令和7年第2回定例会会議録

目 次

○開	会	.....	2								
○議	長	選	挙	.....	4						
○副	議	長	選	挙	.....	6					
○会	期	の	決	定	.....	7					
○会	議	録	署	名	議	員	の	指	名	.....	7
○議	案	第	1	号	.....	7					
○議	案	第	2	号	.....	8					
○議	案	第	3	号	.....	8					
○議	案	第	4	号	.....	8					
○議	案	第	5	号	.....	9					
○議	案	第	6	号	.....	10					
○一	般	報	告	.....	10						
○一	般	質	問	.....	11						
○副	管	理	者	選	挙	.....	12				
○閉	会	.....	13								
○署	名	.....	13								

東葛中部地区総合開発事務組合議会  
令和7年第2回定例会会議録



令和7年10月15日（水）午後2時59分開議

議事日程

- 日程第1 議長選挙
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 議案第1号 専決処分について
- 日程第5 議案第2号 専決処分について
- 日程第6 議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少，千葉県市町村総合事務組  
合規約の共同処理する事務の一部廃止及び千  
葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する  
協議について
- 日程第7 議案第4号 令和6年度東葛中部地区総合開発事務組合歳  
入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第5号 東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選  
任について
- 日程第9 議案第6号 東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選  
任について

本日の会議に付した事件

副議長選挙

出席議員（6名）

1番	石原重雄君	2番	石原修治君
3番	染谷康則君	4番	坂巻重男君
5番	星野順一郎君	6番	早川真君

欠席議員

なし

説明のため議場へ出席した者

管理者	太田和美君	副管理者	井崎義治君
会計管理者	荒巻幸男君	事務局長	直江将志君

主 管 者 恒 岡 厚 志 君      主 管 者 伊 藤 紀 幸 君  
主 管 者 吉 岡 朋 久 君      場 長 荒 井 真 実 君  
周 辺 整 備 室 長 石 崎 正 美 君      副 参 事 佐 藤 栄 一 君

---

職務のため議場へ出席した者

総務課長 吉 澤 誠 君

---

午後 2 時 5 9 分開会

○副議長（早川 真君） ただ今から、東葛中部地区総合開発事務組合  
議会、令和 7 年第 2 回定例会を開会いたします。

---

午後 2 時 5 9 分開議

○副議長（早川 真君） 直ちに会議を開きます。

---

○副議長（早川 真君） はじめに、定例会招集の挨拶並びに事業報告  
を求めます。

太田和美管理者。

○管理者（太田和美君） 本日、ここに東葛中部地区総合開発事務組合  
議会令和 7 年第 2 回定例会を招集しましたところ、議員各位におかれま  
しては、大変お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

既に皆様御承知のとおり、本年 5 月 2 2 日開会の流山市議会令和 7 年  
第 1 回臨時会におきまして、石原修治さんが議長に就任されました。

また、9 月 5 日開会の柏市議会令和 7 年第 3 回定例会におきまして、  
坂巻重男さんが、議長に就任されました。

心からお祝い申し上げ、本組合の運営につきまして御指導を賜ります  
よう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今定例会の開会に当たり、前定例会以降における組合の主  
要事業の進捗状況につきまして御報告いたします。

初めに、ウイングホール柏斎場でございます。

まず、冬期における火葬待ち日数低減に向けた対策でございます。

火葬需要の高まりのため、市民の皆様が火葬予約をする際に、多くの  
待ち日数をいただいている状況でございます。

長期化する冬期の待ち日数低減を図るため、周辺住民団体の御理解と  
御協力をいただき、昨年 1 2 月から本年 2 月までの間、1 日当たりの火  
葬可能件数を 2 4 件から 2 8 件に増やしたほか、友引日についても、昨  
年 1 2 月から本年 3 月までの間、月に 3 日開場し、火葬可能件数の増加  
を図ったところです。

一方で、昨年度の冬期においては、死亡者数の急激な増加が見られたことから、今後こうした状況も踏まえ、地元の皆様に更なる御理解と御協力をいただきながら、待ち日数の低減が図れるよう取り組みを進めてまいります。

次に、斎場のあり方検討でございます。

ウイングホール柏斎場が抱える課題について、今後さらなる高齢化の進展、多死社会の到来を見据え、安定的な斎場運営を図るため、事務組合及び構成3市により、斎場のあり方検討会を設置しました。本年8月28日に、第1回斎場のあり方検討会を開催し、ウイングホール柏斎場の現状等について共有を図ったところです。

今後も、ウイングホール柏斎場の課題解決に向けて、必要な取り組みを進めてまいります。

続きまして、みどり園改築等PFI事業でございます。

指定管理者大久保学園が実施する維持管理業務及び運営事業については、令和6年度年間モニタリングを6月13日に実施し、履行状況とサービスの質の確認を行いました。

今後、11月に開催予定の、みどり園指定管理者審査会において、年間モニタリングの内容評価を審査していただく予定です。

また、みどり園及びみどりの家については、PFI事業者により指定管理制度で運営されておりますが、令和10年度までの契約期間となっていることから、契約期間終了後の運営方法等について、事務組合及び構成3市において、検討を始めたところです。

今後も、みどり園の現状等を踏まえながら、市民サービスの充実が図れるよう検討を進めてまいります。

次に、令和6年度一般会計決算についてです。

歳入につきましては、前年度比5.51%増の8億5,600万8千円、歳出は、前年度比10.35%増の7億2,412万4千円となりました。実質収支額は、前年度比4,520万8千円増の1億2,594万4千円となりました。

なお、その内の6,300万円を財政調整基金への積立てとし、今後の施設整備計画を含めた財政計画等に有効活用を図ってまいります。

最後になりましたが、本日は、専決処分の承認、千葉県市町村総合事務組合の規約変更、令和6年度決算の認定等の6議案について、御審議いただき予定となっております。

議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶並びに事業報告といたします。

---

○副議長（早川 真君） ありがとうございました。

ここで御紹介をいたします。

去る令和7年5月22日に行われた、流山市議会令和7年第1回臨時会におきまして、議長選挙が行われ、石原修治議員が当選されました。

また令和7年9月5日に行われた、柏市議会令和7年第3回定例会におきまして、議長選挙が行われ、坂巻重男議員が当選されました。

組合規約第5条第2項の規定により、出席しておられますので、御紹介をいたします。

○副議長（早川 真君） 石原修治議員、御挨拶をお願いします。

〔2番議員 石原修治君挨拶〕

○2番議員（石原修治君） 皆さんこんにちは。

流山市議会議長を5月22日の臨時会で拝命いたしました、石原修治でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（早川 真君） 坂巻重男議員、御挨拶をお願いします。

〔4番議員 坂巻重男君挨拶〕

○4番議員（坂巻重男君） こんにちは。

9月の定例会で議長に指名された坂巻です。よろしくお願ひします。

---

○副議長（早川 真君） ありがとうございます。

日程に入るに先立ち報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求に対し、当局より説明員の職及び氏名の通知がありました。

また、監査委員から令和6年10月分から令和7年6月分に関する例月現金出納検査の結果報告及び令和6年度定期監査の結果報告がありました。

また、管理者から令和6年度東葛中部地区総合開発事務組合繰越明許費の繰越計算書について報告がありました。

いずれも各位の御手元に配付の印刷物により、御了承願ひします。

以上で報告を終わります。

---

○副議長（早川 真君） 日程に入ります。

○

○副議長（早川 真君） 日程第1、議長選挙を議題に供します。

議長が組合規約第6条第2項第2号の規定により、令和7年5月22日をもって議長の職でなくなったので、会議規則第9条の規定により選挙を行います。

会議規則第10条の規定により、選挙の方法についてお諮りいたします。

〔「副議長」と呼ぶ者あり。〕

○4番議員（坂巻重男君） はい。

○副議長（早川 真君） 坂巻重男議員。

○4番議員（坂巻重男君） 議長選挙の方法につきましては、慣例によりまして、指名推選の方法にいたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○副議長（早川 真君） お諮りいたします。

ただいま坂巻重男議員から、指名推選の方法によるという発言がございました。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（早川 真君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選による方法と決しました。

お諮りいたします。

坂巻重男議員を、議長の指名推選者にいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（早川 真君） 御異議なしと認めます。

よって、坂巻重男議員において指名することに決しました。

坂巻重男議員。

○4番議員（坂巻重男君） 議長には、我孫子市議会議長の早川 真議員を指名推選したいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○副議長（早川 真君） お諮りいたします。

議長には、坂巻重男議員において指名推選のありました、我孫子市議会議長の、私、早川 真ということでございますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（早川 真君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、我孫子市議会議長の早川 真が議長に当選しました。

ただいま、議長に当選しました早川 真が本席から会議規則第11条第2項の規定による当選の告知をいたします。

○副議長（早川 真君） 私は当選を受諾させていただきます。

〔議長 早川 真君挨拶〕

○議長（早川 真君） 改めまして、我孫子市議会の早川 真でございます。本議会が有意義なものとなりますよう、精一杯努めてまいりますので、どうぞ御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

○

○議長（早川 真君） ただいま副議長が議長に当選いたしましたので、副議長が欠員となりました。

この際、会議規則第8条の規定により、副議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（早川 真君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し選挙を行います。

会議規則第10条の規定により、選挙の方法についてお諮りいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○2番議員（石原修治君） 議長。

○議長（早川 真君） 石原修治議員。

○2番議員（石原修治君） 副議長選挙の方法につきましては、慣例によりまして、指名推選の方法にいたしたいと思っておりますので、お諮り願います。

○議長（早川 真君） お諮りいたします。

ただいま石原修治議員から、指名推選の方法によるという発言がありました。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（早川 真君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選による方法と決しました。

お諮りいたします。

石原修治議員を、副議長の指名推選者にいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（早川 真君） 御異議なしと認めます。

よって、石原修治議員において指名することに決しました。

石原修治議員。

○2番議員（石原修治君） 副議長には、柏市議会議長の坂巻重男議員を指名推選したいと思っておりますので、お諮りをお願いします。

○議長（早川 真君） お諮りいたします。

副議長には、石原修治議員において指名推選のありました、柏市議会議長の坂巻重男議員ということでございますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（早川 真君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、柏市議会議長であります、

坂巻重男議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、坂巻重男議員が場内におられますので、本席から会議規則第11条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました、坂巻重男議員、御挨拶をお願いします。

〔副議長 坂巻重男君挨拶〕

○副議長（坂巻重男君） 着任早々、副議長という大役を仰せつかりました。議長ともども、事務組合の発展のために尽力いたします。

よろしく願いいたします。

○

○議長（早川 真君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は会議規則第4条第1項の規定により、本日1日と定めたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（早川 真君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決まりました。

○

○議長（早川 真君） 日程第3、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第19条の規定により、議長において、石原重雄議員及び染谷康則議員を指名いたします。

○

○議長（早川 真君） 日程第4、議案を上程いたします。

議案第1号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（早川 真君） 説明を求めます。事務局長、お願いします。

○事務局長（直江将志君） はい。

議案第1号につきましては、御手元に配付してあります、事務局議案説明書の1ページのとおりでございます。

○議長（早川 真君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（早川 真君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第1号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（早川 真君） 挙手全員でございます。  
よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（早川 真君） 日程第5、議案第2号を議題に供します。  
〔末尾参照〕

○議長（早川 真君） 説明を求めます。事務局長、お願いします。

○事務局長（直江将志君） はい。

議案第2号につきましては、御手元に配付してあります、事務局議案説明書の2ページのとおりでございます。

○議長（早川 真君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。  
発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（早川 真君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第2号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（早川 真君） 挙手全員でございます。  
よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（早川 真君） 日程第6、議案第3号を議題に供します。  
〔末尾参照〕

○議長（早川 真君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（直江将志君） はい。

議案第3号につきましては、御手元に配付してあります、事務局議案説明書の3ページのとおりでございます。

○議長（早川 真君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。  
発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（早川 真君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（早川 真君） 挙手全員でございます。  
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（早川 真君） 日程第7、議案第4号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（早川 真君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（直江将志君） はい。

議案第4号につきましては、御手元に配付してあります、事務局議案説明書の4ページのとおりでございます。

○議長（早川 真君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（早川 真君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第4号を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（早川 真君） 挙手全員でございます。

よって、議案第4号は原案のとおり認定されました。

○

○議長（早川 真君） 日程第8、議案第5号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（早川 真君） ここで地方自治法第117条の規定により、石原修治議員の退席を求めます。

〔2番議員 石原修治君退席〕

○議長（早川 真君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（直江将志君） はい。

議案及び議案資料の13ページを御覧ください。

議案第5号は、東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任でございます。

東葛中部地区総合開発事務組合同規約第10条第2項の規定により、組合議員から選任される監査委員の同意を得ようとするものでございます。

同じ議案の14ページを御覧ください。

選任を予定しております方は、流山市議会議長であります、石原修治議員でございます。

何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（早川 真君） 議案第5号につきましては、人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（早川 真君） ないものと認めます。

よって、議案第5号を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（早川 真君） 挙手全員でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり同意されました。

石原修治議員の除斥を解きます。

〔2番議員 石原修治君着席〕

○

○議長（早川 真君） 日程第9、議案第6号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（早川 真君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（直江将志君） はい。

議案及び議案資料の15ページを御覧ください。

議案第6号は、東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任になります。

東葛中部地区総合開発事務組規約第10条第2項の規定により、優れた識見を有する者から選任される監査委員の同意を得ようとするものでございます。

現在、監査委員の任期が本年12月24日まででございます。その後任として新たに選任するものです。

同じ議案の16ページを御覧ください。

選任を予定しております方は、山口幹夫さんでございます。

任期は、組規約第10条第4項の規定により、本年12月25日から4年間となります。

何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（早川 真君） 議案第6号につきましては、人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（早川 真君） ないものと認めます。

よって、議案第6号を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（早川 真君） 挙手全員でございます。

よって、議案第6号は原案のとおり同意されました。

○

○議長（早川 真君） 日程第10、一般報告を行います。

お諮りいたします。

一般報告につきましては、別紙印刷物をもって省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（早川 真君） 御異議なしと認めます。

よって、一般報告は別紙印刷物をもって省略いたします。

○

○議長（早川 真君） 日程第 1 1、一般質問を行います。

質問を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（早川 真君） ないものと認めます。

よって、一般質問を終結いたします。

○

○議長（早川 真君） 日程第 1 2、副管理者選挙を議題に供します。

副管理者が組合規約第 8 条第 1 項の規定により、令和 7 年 1 0 月 2 9 日をもって副管理者の任期が満了いたしますので、組合規約第 7 条第 2 項の規定により選挙を行います。

会議規則第 1 0 条の規定により、選挙の方法についてお諮りいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○ 1 番議員（石原重雄君） 議長。

○議長（早川 真君） 石原重雄議員。

○ 1 番議員（石原重雄君） 副管理者選挙の方法につきましては、慣例によりまして、指名推選の方法でお願いしたいと思います。お諮りをお願いします。

○議長（早川 真君） お諮りいたします。

ただいま石原重雄議員から、指名推選の方法によるという発言がありました。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（早川 真君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選による方法と決しました。

お諮りいたします。

石原重雄議員を、副管理者の指名推選者にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（早川 真君） 御異議なしと認めます。

よって、石原重雄議員において指名することに決しました。

石原重雄議員。

○1番議員（石原重雄君） 副管理者には、我孫子市長の星野順一郎議員を指名推選いたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○議長（早川 真君） お諮りいたします。

副管理者には、石原重雄議員において指名推選のありました、我孫子市長の星野順一郎議員ということでございますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（早川 真君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、我孫子市長であります、星野順一郎議員が副管理者に当選されました。

ただいま副管理者に当選されました、星野順一郎議員、御挨拶をお願いします。

〔副管理者 星野順一郎君挨拶〕

○副管理者（星野順一郎君） 我孫子の星野でございます。管理者を支えながら、しっかりとウイングホール、事務組合に携わっていきます。

よろしく申し上げます。

○議長（早川 真君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件等は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、東葛中部地区総合開発事務組合議会令和7年第2回定例会を閉会いたします。

午後3時25分閉会

会議規則第19条の規定により下記に署名する。

令和7年11月 4日

議会議長                    早   川                    真

議会議員                    石   原                    重   雄

議会議員                    染   谷                    康   則



資料

令和7年10月15日

東葛中部地区総合開発事務組合  
令和7年第2回定例会  
議案

議案第1号～議案第6号

東葛中部地区総合開発事務組合



専決処分について

地方自治法第 292 条において準用する第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 7 年 10 月 15 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合  
管理者 太田和美

提案理由

示談を締結し，損害賠償の額を定めたので提案する。

## 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7年 3月25日

東葛中部地区総合開発事務組合  
管理者 太田和美

示談の締結及び損害賠償の額の決定について

次のとおり示談を締結し、損害賠償の額を定める。

1 示談及び損害賠償の相手方

千葉県鎌ヶ谷市在住 A

2 示談の内容及び損害賠償額の決定

損害賠償金として金67,100円を支払う。

3 損害賠償の理由

令和7年2月13日午前9時30分頃、ウイングホール柏斎場駐車場において、ウイングホール柏斎場内の樹木の枝が折れ、駐車していた相手方の自動車に落下し、相手方の乗用車に損害が生じたもの。

専決処分について

地方自治法第 292 条において準用する第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 7 年 10 月 15 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合  
管理者 太田和美

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により，関係条例の字句整理等を行う必要が生じたため，これを行うもの。

## 専決処分書

地方自治法第292条の規定において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年 9月17日

東葛中部地区総合開発事務組合  
管理者 太田和美

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

## 東葛中部地区総合開発事務組合条例第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例の一部改正)

第1条 東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例（平成15年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号）の一部を次のとおり改正する。

第6条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活援助事業所条例の一部改正)

第2条 東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活援助事業所条例（平成22年東葛中部地区総合開発事務組合条例第3号）の一部を次のとおり改正する。

第1条中「同条第17項」を「同条第18項」に改める。

第8条2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。



千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少，千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

令和 8 年 3 月 3 1 日をもって三芳水道企業団，九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い，千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること，千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止すること及び千葉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて，地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により，関係地方公共団体と協議するに当たり，同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 0 月 1 5 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合  
管理者 太 田 和 美

#### 提案理由

三芳水道企業団，九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団の解散すること，共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止すること及び千葉県市町村総合事務組合規約を変更するので協議する。

## 千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合格約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第14号を次のように改める。

### 14 削除

別表第1中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団」を「印西地区環境整備事業組合」に、第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第2第3条第1項第14号に掲げる事務の項を削る。

### 附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

令和6年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算  
の認定について

令和6年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算について、  
監査委員の意見を付して次のとおり認定を求める。

令和 7年10月15日提出

東葛中部地区総合開発事務組合  
管理者 太田和美

令和6年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算書（別冊）

東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任について

次の者を東葛中部地区総合開発事務組合監査委員に選任したいから、その同意を求める。

令和 7 年 1 0 月 1 5 日 提出

東葛中部地区総合開発事務組合  
管理者 太 田 和 美

提案理由

東葛中部地区総合開発事務組合同規約第 1 0 条第 2 項の規定により、議会の同意を得るため提案する。

1 氏名 石原修治

東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任について

次の者を東葛中部地区総合開発事務組合監査委員に選任したいから、その同意を求める。

令和 7年10月15日提出

東葛中部地区総合開発事務組合  
管理者 太田和美

提案理由

東葛中部地区総合開発事務組合同規約第10条第2項の規定により、議会の同意を得るため提案する。

1 氏名 山 口 幹 夫

